

鹿児島市新南部清掃工場
(ごみ焼却施設・バイオガス施設)
整備・運営事業

入札説明書

平成 29 年 4 月 3 日

鹿児島市

目 次

第1章 募集の趣旨	1
第2章 事業の概要	1
第3章 事業者募集等のスケジュール.....	5
第4章 入札に関する条件.....	5
第5章 参加資格及び入札書類の審査.....	19
第6章 提案に関する条件.....	21
第7章 事業実施に関する事項.....	25
第8章 特定事業契約に関する事項.....	28
別紙1 事業スキーム図.....	30
別紙2 施設位置図・配置図.....	31
別紙3 モニタリング実施要領等.....	32
別紙4 契約書（案）	別添

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本事業	民間事業者の創意工夫及びノウハウを活用し、本施設の設計・建設及び維持管理・運営業務を実施する「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業」をいう。
本施設	本施設を構成する新南部清掃工場及び関連施設、その他施設をいう。新南部清掃工場は、ごみ焼却施設及びバイオガス施設から構成される。
P F I 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」をいう。
D B O 方式	本施設の Design（設計）、Build（建設）、Operate（維持管理・運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
建設請負事業者	市と建設工事請負契約を締結する者をいう。
運営事業者	落札者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（SPC：Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。
落札者	選定された入札参加者をいう。
設計企業	事業者のうち本施設の設計を行う企業をいう。
建設企業	事業者のうち本施設の建設を行う企業をいう。
運営企業	事業者のうち本施設の維持管理・運営を行う企業をいう。
入札参加者	本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	入札参加者を構成する企業をいう。
構成員	構成企業のうち、運営事業者へ出資する企業をいう。
協力企業	構成企業のうち、運営事業者へ出資しない企業をいう。
代表企業	入札参加者を代表する企業をいう。運営事業者への最大出資者となる。
建設 J V	市と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計と建設を同一企業で行う場合は、設立を必要としない。
入札説明書等	入札公告時に公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）、運営委託仮契約書（案）をいう。
基本協定	落札者決定後すぐに、市と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本施設の設計・建設について、基本契約に基づき、市と建設請負事業者が締結する契約をいう。
運営委託契約	本施設の維持管理・運営について、基本契約に基づき、市と運営事業者が締結する契約をいう。
特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約の 3 つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	事業者が実施する設計・建設及び維持管理・運営の実施状況について市が行う監視をいう。

第1章 募集の趣旨

鹿児島市（以下「市」という。）は、鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、DBO方式により実施するため、平成28年9月26日に「鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）及び「要求水準書（案）」を公表した。そして、実施方針・要求水準書（案）に対する質問・意見等を踏まえ、本事業を「特定事業」として選定し、平成29年1月27日に公表した。

この入札説明書は、市が本事業を実施する民間事業者を総合評価落札方式による制限付き一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものである。事業の主旨及び内容は、実施方針のとおりであり、入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

なお、本入札説明書に併せて配布する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）、運営委託仮契約書（案）、その他これらに付属又は関連する資料も本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。また、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約、の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

第2章 事業の概要

1 事業名称

鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

鹿児島市長 森 博幸

4 事業目的

市では、循環型社会及び低炭素社会の構築を推進するため、施設の老朽化に伴い更新を行う南部清掃工場のごみ焼却施設と、市の環境基本計画において重点プロジェクトに位置づけられているバイオガス施設を一体の施設として整備し、搬入されるごみを安定的かつ適正に処理するとともに、焼却廃熱を利用した発電、熱供給及び生ごみ等から発生したバイオガスの有効利用を行うことを目的として、本事業を実施する。

5 事業内容

(1) 事業方式

DBO方式とし、PFI法に準じて実施する。

(2) 契約の形態

ア 市と落札者は、基本協定を締結する。

イ 市と事業者は、基本契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、市は、本施設の設計・建設を担当する建設請負事業者と建設工事請負契約を締結する。

エ 基本契約に基づいて、市は、本施設の維持管理・運営を担当する運営事業者と運営委託契約を締結する。

オ 事業スキーム図を「別紙1 事業スキーム図」に示す。

(3) 事業期間

ア 設計・建設期間：契約締結日から平成33年12月31日までの4年間

イ 維持管理・運営期間：平成34年1月1日から平成54年3月31日までの20年3ヶ月間

(4) 事業期間終了後の措置

市は本施設を竣工から30年使用する予定である。事業者は本施設について、30年の使用を前提として、設計・建設・維持管理・運営を行うものとする。

事業者は、事業期間終了時に、本施設を市の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態を保って、市に引継ぐものとする。

なお、事業期間終了時の措置について、維持管理・運営開始後15年目の時点において、市及び事業者は協議を開始するものとする。

(5) 事業の対象となる業務範囲

本事業の対象となる業務範囲を以下に示す。なお詳細については、「要求水準書」に示すとおりとする。

ア 事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設業務（施設整備工事）

a 設計業務

b 建設業務（試運転及び引渡性能試験、運転管理マニュアル作成、建設廃棄物の処理・処分を含む）

- c 測量・地質等の市が提示する調査結果以外に必要な業務
- d 各種申請業務（市が行う申請への協力を含む）
- e 近隣対応業務（事業者が負担すべき範囲）
- f 施設運営に必要な教育訓練その他実施する上で必要な業務
- (イ) 本施設の維持管理・運営業務
 - a 受入管理業務（搬入ごみの受入判定、料金徴収等）
 - b 運転管理業務（運転管理、搬入管理、搬入物の確認、焼却残さの貯留・保管・積込等）
 - c 維持管理業務（施設の検査、点検、補修等）
 - d 環境管理業務（公害防止基準値の遵守等）
 - e 有効利用業務（バイオガス販売、余熱利用、再生可能エネルギーによる売電及びにそれらに係る事務手続支援等）
 - f 情報管理業務（報告書作成・管理、各種情報の管理等）
 - g 関連業務（本施設の見学者の受付、見学者対応（一般見学者）及び市が行う見学者対応への支援等）
 - h その他実施する上で必要な業務

イ 市が行う業務

- (ア) 本施設の設計・建設業務
 - a 施設設置に係る届出
 - b 循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請
 - c 設計・建設工事監理
 - d 近隣対応（市が負担すべき範囲）
 - e その他必要な業務
- (イ) 本施設の維持管理・運営業務
 - a 売電・売ガスに係る事務手続き
 - b 運営モニタリング
 - c 近隣対応（市が負担すべき範囲）
 - d 本施設の見学者対応（行政視察等）
 - e 焼却残さの運搬・処分
 - f その他必要な業務

(6) 収入の取り扱い

ア 事業者の収入

(ア) 設計・建設に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設請負業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 維持管理・運営に係る対価

市は、本施設の維持管理・運營業務に係る対価について、運営委託料として運営期間にわたって運営事業者に支払う。運営委託料は、物価変動に基づき、年に1回改定することができるものとする。

なお、運営委託料は、固定料金（一般廃棄物の処理量に関わらず発生する人件費や補修費等）と変動料金（一般廃棄物の処理量に応じて変動する燃料費や薬剤費等）から構成されるものとする。

イ 市の収入

（ア）金属類の資源化による収入

本施設から発生する資源化できる金属類について、市が全量有効利用するものとする。当該金属類の売却は市が行い、その販売収入は市の収入とする。

（イ）売電・売ガス収入

本施設で発電した電力の余剰分に対する売電収入、及び、バイオガスの販売収入については、市の収入とする。

（7）市が活用を予定している交付金について

市は、本事業の実施に関して、交付金の活用を予定している。交付金の申請等の手続きは市において行うが、事業者は申請手続き等に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

6 関係法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3章 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、総合評価落札方式による制限付き一般競争入札によるものとし、本事業における事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表1 事業者募集等のスケジュール（予定）

平成29年 4月 3日（月）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成29年 4月 14日（金）	質問の受付（第1回）
平成29年 5月 2日（火）	質問回答の公表（第1回）
平成29年 5月 16日（火）	参加表明書、参加資格審査申請書等受付
平成29年 5月 26日（金）	参加資格審査結果の通知
平成29年 6月 7日（水）	質問の受付（第2回）
平成29年 6月 23日（金）	質問回答の公表（第2回）
平成29年 7月 14日（金）	入札書類（提案書及び入札書）の受付
平成29年 9月	提案書に関するヒアリングの実施
平成29年 9月	落札者の決定及び公表
平成29年 10月	基本協定締結
平成29年 11月中旬	特定事業契約の仮契約締結
平成29年 12月	特定事業契約の本契約締結

第4章 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業、及び運営企業を含む複数の企業のグループ（同一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者の構成企業のうち、プラントの設計・建設企業は構成員とする。
- エ 入札参加者の構成企業のうち、建屋の設計企業、建屋の建設企業及び運営企業は、構成員又は協力企業とする。なお、運営企業のうち、主たる業務を担う1者は構成員とする。
- オ 入札参加者の構成企業のうち、建屋の設計企業又は建設企業のうち1者以上、及び運営企業のうち1者以上は、鹿児島市内に本店を有する者であること。

- カ 入札参加者は、構成員のうち、ごみ焼却施設のプラントの設計・建設企業を、市との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業は、運営事業者への最大出資者とする。
- キ 本事業の設計・建設業務を建設JVにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）とするとともに、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。
- ク 構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ケ 運営事業者の最低資本金は2億円以上とし、運営期間中これを維持するものとする。ただし、運営事業者設立から供用開始までの出資金額は任意とする。
- コ 運営事業者に出資する全ての構成員は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

（2）入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 本施設のうち、プラントの設計・建設を実施する企業は構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で実施する場合は、（ア）及び（イ）は全ての構成員が満たすものとし、（ウ）、（エ）及び（オ）は少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。
 - （ア）建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - （イ）建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
 - （ウ）清掃施設工事について、建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該監理技術者は、当該企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者であること。
 - （エ）ごみ焼却施設の設計・建設を実施する企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまる施設の元請での設計・建設実績を1件以上有すること。

- a 処理方式：ストーカ炉（全連続燃焼とする。）
 - b 平成18年4月以降に竣工した施設、かつ、平成28年4月時点で3年以上の安定稼働の実績を有する施設
 - c 施設規模110t/日・炉以上かつ2炉以上の施設
 - d 高効率ごみ発電施設
 - e 参加表明書の提出期限日における鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
- (オ) バイオガス施設の設計・建設を実施する企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、30t/日以上乾式メタン発酵方式によるバイオガス施設の設計・建設工事の受注実績を有すること。

エ 本施設のうち、建屋の設計・建設を実施する企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たしていること。なお、設計と建設に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。

(ア) 建屋の設計を実施する企業

複数の構成員又は協力企業で実施する場合、aは全ての構成員又は協力企業が満たすものとし、bは少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 平成18年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建屋の設計実績を有すること。

(イ) 建屋の建設を実施する企業

複数の構成員又は協力企業で実施する場合、a、b及びeは全ての構成員又は協力企業が満たすものとし、c及びdは少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- b 参加表明書の提出期限日において、鹿児島県内に本店がある企業については、建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る平成28年7月1日付けの登録通知書に記載された建築一式工事の等級が「A級」であること。鹿児島県外に本店がある企業については、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,100点以上であること。
- c 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建屋の建設実績を有すること。
- d 建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該技術者は当該企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者であること。

- e 参加表明書の提出期限日において鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、建築一式に登録されていること。

- オ 運営企業は、主たる業務を担う1者は構成員とし、(ア)～(エ)の要件を満たすものとする。また、主たる業務を担わない構成員又は協力企業は、(ア)及び(オ)～(キ)の要件を満たすものとする。
 - (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
 - (イ) 平成18年4月以降に竣工した一般廃棄物を対象とするごみ焼却施設で焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備付のストーカ炉施設の運転管理業務の受注実績を2件以上有していること。
 - (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として維持管理・運営開始後2年間以上専任で配置できること。
 - (エ) 参加表明書の提出期限日において鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、清掃施設工事に登録されている者で、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
 - (オ) 平成26年4月以降に、地方公共団体における機械設備等の運転管理業務であって、1件1,000万円以上の受注実績を有していること。
 - (カ) 資本金の額が1,000万円以上であること。
 - (キ) 参加表明書の提出期限日において、常時雇用する従業員が100人以上であること。

- カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

- キ 参加表明書の提出日から入札書類提出日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成8年5月28日制定。以下「指名停止に関する要綱」という。)に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。)に基づく入札参加除外措置を受けていない者。

- ク PFI法第9条の各号の規定に該当しない者。

- ケ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされていない者。

- コ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立又は民事再

生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立をしていない者(これらの手続き開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者も含む)。

サ 納期の到来している国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者。

シ 本事業に係る事業者選定支援業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらと資本面及び人事面において関連のない者。(「資本面において関連のない者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者以外の者もしくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者以外の者をいい、「人事面において関連がない者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者以外の者をいう。本項において、以下同じ。)

ス 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項の規定に基づき、市が意見聴取を行う学識経験者と資本面及び人事面において関連のない者。

(3) 入札参加者の構成等に係る留意事項

ア 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書等の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

イ 参加表明書提出以後、構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議のうえ、これを決定する。

ウ 落札者は、特定事業契約の仮契約締結時までには運営事業者を鹿児島市に設立するものとする。ただし、本施設所在地を運営事業者の本店所在地として登記することはできない。

エ 落札者の構成員は全て運営事業者へ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 著作権

入札書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表その他市が必要と認める場合、落札者の入札書類の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、落札者以外の提案については、本事業の公表以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(8) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、市の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできない。

(9) 予定価格

本事業における予定価格は事前公表しない。なお、予定価格は、施設整備費と運営

委託料の合計で設定する。

(10) 最低制限価格及び低入札調査基準価格
設定しない。

(11) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- a 入札参加の資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札。
- b 委任状を持参しない代理人のした入札。
- c 入札書に記名押印のないもの又は記載事項を判読しがたいもの。
- d 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む）による入札。
- e 入札金額が加除訂正されている入札書による入札。
- f 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札。
- g 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札。
- h 明らかに連合によると認められる入札。
- i 上記に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

イ 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

ウ くじによる落札者の決定においては、該当入札者は、くじを辞退することはできない。

エ 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(12) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

3 入札に関する手続き等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成 29 年 4 月 3 日（月）に入札公告し、同日から市のホームページにおいて入札説明書等を公表する。また、要求水準書の添付資料は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時：平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 29 年 4 月 14 日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分の間とする。

イ 閲覧場所：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場

(2) 現地見学

本事業への入札参加を予定する者（法人に限る。）は、事前に建設予定地を見学することができる。現地見学を希望する者は、次のとおり申し込むこと。

ア 見学可能日時：平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 29 年 4 月 14 日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分の間とする。

イ 見学申込方法：「現地見学申込書」（第 1 号様式）に必要事項を記入の上、希望する見学日の 2 日前（土曜日、日曜日及び休日を除く）の正午までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、到達の確認を行うこと。現地見学実施日は、市より申込者宛に回答する。

ウ 見学申込先

○電子メールアドレス：nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

（宛先：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係）

○電話番号：099-261-5588

(3) 入札説明書等に対する質問の受付（第 1 回）

入札説明書等に対する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 29 年 4 月 3 日（月）～平成 29 年 4 月 14 日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分の間とする。

イ 提出方法：質問の提出方法は、「入札説明書等に対する質問書」（第 2 号様式）に必要事項を記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信

して提出すること。なお、提出者は電話により、到達の確認を行うこと。

ウ 提出先

○電子メールアドレス：nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

(宛先：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係)

○電話番号：099-261-5588

(4) 入札説明書等に対する質問への回答の公表（第1回）

提出された質問に対する回答は、平成29年5月2日（火）までに、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(5) 参加表明書及び参加資格審査申請書等受付

入札参加者は、下記ウに示す参加表明書及び参加資格審査申請書等を市へ持参により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、「入札辞退届」（第8号様式）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付期間：平成29年5月8日（月）～平成29年5月16日（火）

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時15分の間とする。

なお、書類を持参する際は市に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場

ウ 提出書類：第3号様式から第7号様式その他必要な添付書類を、まとめて2部提出すること。

(ア) 参加表明書 第3号様式

(イ) 構成企業一覧表 第4号様式

(ウ) 委任状（代表企業） 第5号様式

(エ) 委任状（復代理人） 第6号様式

(オ) 参加資格審査申請書 第7号様式

(カ) 添付書類

a 会社概要（全ての構成企業）

b 企業単体の貸借対照表（全ての構成企業の直近3年）

c 企業単体の損益計算書（全ての構成企業の直近3年）

d 連結決算の貸借対照表（全ての構成企業の直近1年）

e 連結決算の損益計算書（全ての構成企業の直近1年）

f 納税証明書※（国税、都道府県税、市区町村税の完納を証明するもの）

g その他入札参加者の資格を証する書類の写し

※f については、入札公告日から参加資格審査申請書等の提出期限日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとする。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成 29 年 5 月 26 日（金）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するので、提案書の作成（副本）に用いること。

なお、参加資格が認められた入札参加者名及び入札参加者数については公表しない。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成 29 年 5 月 29 日（月）から平成 29 年 6 月 2 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時 15 分の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 29 年 6 月 16 日（金）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(8) 入札説明書等に対する質問の受付（第 2 回）

本事業への入札参加資格が認められた入札参加者を対象に、入札説明書等に対する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 29 年 5 月 29 日（月）～平成 29 年 6 月 7 日（水）

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分の間とする。

イ 提出方法：質問の提出方法は、「入札説明書等に対する質問書」（第 2 号様式）に必要事項を記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、到達の確認を行うこと。

ウ 提出先

○電子メールアドレス：nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

（宛先：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係）

○電話番号：099-261-5588

(9) 入札説明書等に対する質問への回答の公表（第 2 回）

提出された質問に対する回答は、平成 29 年 6 月 23 日（金）までに、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(10) 入札書類の受付

本事業への入札参加資格が認められた入札参加者から、下記の要領により入札書類（入札書類提出書、入札書、要求水準に関する誓約書、及び提案書）を受け付ける。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。入札書類を確認後、市は受領書を発行する。

ア 受付期間：平成 29 年 6 月 26 日（月）～平成 29 年 7 月 14 日（金）

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分の間とする。

なお、書類を持参する際は市に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場

ウ 入札書類

（ア）入札書類提出書（第 9 号様式）

綴じずに 1 部提出すること。

（イ）入札書（第 10 号様式）及び施設整備費内訳書（第 10-1 号様式）

封筒に入れ封印し、事業名、宛先、入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

（ウ）要求水準に関する誓約書（様式第 11 号様式）

綴じずに 1 部提出すること。

（エ）提案書

a 施設の安全性・安定性・環境への配慮に関する提案書（第 12 号様式）

b 施設計画・設計施工・安定稼動に関する提案書（第 13 号様式）

c 事業計画・運営に関する提案書（第 14 号様式）

d 設計図書

(a)施設概要

1) 施設概要（施設面積、主要設備の規模・仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

2) パース図（施設全体の鳥瞰及び目線の高さ〔場所任意〕）

(b)設備等仕様一覧（様式自由）

1) 主要機器等仕様一覧

要求水準書に示す主要機器に対する仕様提案の内容、土木建築工事に係る仕様提案の内容を提出すること。

(c)図面（兼用できるものについては合わせて構わない。）

1) 施設全体配置図（1/500～1/1,000）

2) 全体動線計画図（1/500～1/1,000）

3) 見学者動線計画図

4) 建築一般図（平面図、外観立面図（2 方向））

5) 建築仕上図（構造計画を含む）

6) プラント機器配置図（主要機器の配置が判る各階平面図）

7) 主要断面図（機器配置断面図、異なる方向から2断面）

8) フローシート

① 施設全体

・施設全体フロー

② ごみ焼却施設

・ごみ、空気、排ガス、焼却灰、飛灰等

・給水（上水・工業用水、冷却水、再利用水等）

・排水（ごみピット排水、有機系排水・無機系排水・生活排水等）

・ボイラ給水、蒸気、復水

・余熱利用

③ バイオガス施設

・ごみ、バイオガス、発酵残渣

・給水（上水・工業用水、再利用水等）

・排水（有機系排水・無機系排水・生活排水等）

・バイオガス利用（バイオガス精製設備は、その方式がわかるものとする
こと。）

9) 電気設備主回路単線系統図

10) その他

(d) 計算書等（様式自由）

1) ごみ焼却施設設計基本数値

下記①～③の項目に関しては、高質ごみ、基準ごみ、低質ごみの定格処理量を処理した場合に対してそれぞれ明記すること。

① 物質収支（時間当たりの処理量にて、1炉・2炉毎に記載すること。）

② 熱収支

③ 用役収支（電力、水、燃料、薬品）

※時間・日当たりの処理量で記載すること。また、年間量の算出根拠も明確にすること。

2) バイオガス施設設計基本数値

① 設計ごみ質（発酵対象ごみ、発酵残渣、焼却対象ごみ）

② 物質収支（時間または日当たりの処理量で記載すること。）

③ バイオガス収支

④ 用役収支（電力、水、燃料、薬品）

※時間・日当たりの処理量で記載すること。また、年間量の算出根拠も明確にすること。

3) 全体基本数値

① 主要機器設計計算書

・ごみ焼却施設：ごみピット容量・ごみクレーン稼働率・燃焼装置能力・
余熱利用設備（発電）能力・ガス冷却排ガス処理設備能

力 等

- ・ バイオガス施設：前処理設備能力・発酵槽容量 等
- ・ 共通 ：負荷設備容量計算書

- ② 非常用発電機負荷機器リスト
- ③ 熱回収率計算書
- ④ 緑化率計算書

(e) 温室効果ガス排出量（様式自由、第 12-4 号様式関連）

年間の温室効果ガス算定に際しての温室効果ガス排出量・削減量

(f) 設計・建設業務工程表（様式自由、第 13-2 号様式関連）

(g) 運転管理計画

1) 年間稼働計画（様式自由）

上記をもとに基準ごみで要求水準書に示す年間計画処理量を定格処理した
場合の稼働計画

2) 長期補修計画（様式自由、第 14-4 号様式関連）

事業期間における長期修繕計画（主要機器の維持補修計画）

(h) マイクロ水力発電設備（様式自由）

1) システムフロー図

2) 発電能力計算書

3) 費用対効果（収支、算出根拠等を明確に示すこと。）

エ 提案書作成要領

(ア) 提案書のうち、上記ウ（エ） a～c については、第 12 号様式～第 14 号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 判・縦長・左綴じ（A 3 判は横長で一連とし折り込むこと。）により、正本 1 部副本 13 部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイント以上にて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。

(イ) 提案書のうち、上記ウ（エ） d については、A 3 判で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本 1 部、副本 13 部を提出すること。

(ウ) 提案書については、正本及び副本の内容データを記録した CD-R を 2 部提出すること。なお、使用ソフトは Microsoft Word 形式、Excel 形式、PDF 形式 (Windows 対応) とすること。

(エ) 提案書のうち、文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

(オ) ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること。

(カ) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

(11) 提案書に関するヒアリングの実施

市は、提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する予定である。

・実施日時：平成 29 年 9 月

※日時・場所の詳細については追って通知する。

(12) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

・開札日時：平成 29 年 9 月

※日時・場所の詳細については追って通知する。

(13) その他

市が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

第5章 参加資格及び入札書類の審査

1 審査及び選定に関する事項

(1) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書等について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

イ 入札書類審査

(ア) 提案書審査

a 提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、「落札者決定基準」に示す基礎審査項目を全て満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

b 提案内容の加点審査

市は、基礎審査項目を全て満たしていることが確認された入札参加者について、「落札者決定基準」に示す加点審査の方法に従い、提案書の加点審査を行う。
なお審査に当たっては、市は下記に示す学識経験者より意見を聴取する。

荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
島岡 隆行	九州大学 大学院工学研究院環境社会部門教授
大前 慶和	鹿児島大学 法文学部経済情報学科教授

(イ) 開札

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えていないことを確認する。

予定価格に達する入札を行った入札参加者が1者もない場合は、予定価格に達する入札が1者以上あるまで、2回を限度に再入札を行う（再入札は、施設整備費の変更のみ認める）。予定価格に達する入札があった時点で、入札価格が、予定価格を超えている入札参加者は、失格とする。

(ウ) 最優秀提案の選定

市は、非価格要素（提案内容の加点審査）と価格要素（入札価格）の合計である総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価値が最も高い提案が2以上あるときは、当該提案者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

2 落札者の決定

市長は、最優秀提案の選定結果を踏まえ落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

3 事務局

事業者の募集及び選定に係る事務局は、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係とする。

第6章 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、参加表明書、参加資格審査申請書等及び入札書類を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 計画地に関する事項

表2 計画地の概要

所在地	鹿児島市谷山港三丁目3番地3
敷地面積	約 11,000 m ² (建設予定地) 約 30,300 m ² (敷地全体)
都市計画区域	区域内
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定なし
高度地区	指定なし
建ぺい率	60%以下
容積率	200%以下

2 施設の概要

本施設及び既存施設の概要を以下に示す。

また、計画地位置図・施設配置図を「別紙2 計画地位置図・施設配置図」に示す。

表3 本施設の概要

建設予定地	鹿児島市谷山港三丁目3番地3	
敷地面積	建設予定地 約 11,000 m ² (敷地全体 30,300 m ²)	
施設名称	ごみ焼却施設	バイオガス施設
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：約 220t/日 (約 110t/日 × 2 炉) 処理方式：焼却方式 (ストーカ式) 処理対象物：もやせるごみ、バイオガス施設からの選別残さ、発酵残さ (脱水後) 余熱利用：ごみ発電 (高効率発電) 	<ul style="list-style-type: none"> 施設規模：約 60t/日 (約 30t/日 × 2 基) 処理方式：乾式メタン発酵方式 処理対象物：生ごみ・紙ごみ (もやせるごみの一部)、脱水汚泥 (衛生処理センターからのし尿汚泥) ガス利用：都市ガス事業者へ供給

3 設計・建設に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

4 維持管理・運営に関する提案の条件

要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

5 事業計画に関する提案の条件

(1) 設計・建設業務に係る対価

市は、本施設の設計・建設業務に係る対価を施設整備費として建設請負事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(2) 維持管理・運營業務に係る対価

ア 運営委託料の構成

市は、本施設の維持管理・運營業務に係る対価を運営委託料として、運営期間にわたり運営事業者を支払う。運営委託料は、運営開始1年目の第4四半期（平成34年1月1日～3月末日）分を初回として、以降四半期ごとに、運営開始21年目の第4四半期（平成54年1月1日～3月末日）までの計81回支払われるものとする。

運営委託料は、固定料金と本施設への搬入廃棄物量（実績値）に応じて変動する変動料金からなるため、固定料金については年度ごとの金額、変動料金についてはトン当たり単価を提案すること。なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

運営委託料の構成は、次のとおりである。

表4 運営委託料の構成

区分		支払の対象となる費用（参考）	算定方法
料金 固定	委託料A	本施設への搬入廃棄物量に関わらず事業を継続していくために必要となる費用（各年度平準）	■各支払期の金額 = [左欄対象費用の合計金額] ÷ 支払回数
変動 料金	委託料B	本施設への搬入廃棄物量に応じて増減する費用	■各支払期の金額 = (各支払期の搬入廃棄物量（実績値）×提案単価（円/t）) ※入札価格の算定にあたり、各年度の搬入廃棄物設定量については、表5に示す「入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量」を参照すること。

表5 入札価格算定に用いる搬入廃棄物設定量

単位：t/年

内訳	平成33年度～平成53年度
もやせるごみ+災害廃棄物	64,300
し尿処理施設からの脱水汚泥	1,900
合計	66,200

※但し、平成33年度は、上記の年間搬入廃棄物設定量を4分の1で設定すること

イ 物価変動による改定

(ア) 改定の条件

運営委託料は、物価変動に基づき年1回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±3.0%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、運営事業者は指数について、市へ書面により毎年報告を行う。

(イ) 物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約書に定める。

(ウ) 改定の計算方法

運営委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第1回目の改定が行われるまでは運営委託契約書に示された支払額）

$$\alpha：改定率 \left(\frac{\text{改定時の前年度の指数}}{\text{前回改定時の前年度の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（エ）消費税及び地方消費税の改正による改定

維持管理・運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市の運営事業者への支払に係る消費税及び地方消費税については、市が改定内容にあわせて負担する。

（7）リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本事業で実施する整備及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

イ リスク分担

本事業に伴うリスクに関する市と事業者の責任分担等については、特定事業契約に定めるものとする。

（8）保険

建設企業は、組立保険、建設工事保険及び第三者賠償保険等に参加することとする。同様に、運営事業者は、火災保険及び第三者賠償保険等に参加することとする。

なお、市は、本施設の所有者として、本施設に係る全国市有物件災害共済会の「建物総合損害共済」加入する予定である。

第7章 事業実施に関する事項

1 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、鹿児島地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、特定事業契約を解除することができる。

ウ 前2号の規定により市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、市は、事業者が生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が

困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。

イ 維持管理・運営期間においては、市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

3 市による本事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する本施設及び既存施設の整備及び維持管理・運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。なお、維持管理・運営に関するモニタリングについては、「別紙3 モニタリング実施要領等」も参照のこと。

(1) モニタリング

ア 設計・建設期間

市は設計・建設工事監理を行い、建設請負事業者による業務が特定事業契約に基づき適切に履行されているか、また、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしているか、定期的及び随時に確認を行う。

確認の結果、建設請負事業者による業務が特定事業契約に基づき適切に履行されていない、または、設計内容及び工事内容が特定事業契約に定める要求水準等の条件を満たしていない等の場合、建設請負事業者は必要な改善措置を行うものとする。

イ 維持管理・運営期間

市は、運営事業者が実施する委託業務及び運営事業者の財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング等により実施する。また、市は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

(2) 維持管理・運営に関する支払の減額等

運営委託契約及び要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、各委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については運営委託契約書に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

ア サービス水準の充足

イ 上記アを満たさない事項が市に及ぼす影響度

ウ 上記アを満たさない事項に対する改善

(市が提示する是正期間内であればペナルティポイントを付与しない。)

第8章 特定事業契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 市は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者は運営事業者を設立し、落札者、運営事業者及び市で基本契約の仮契約を締結する。
- (3) 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、市は、建設請負事業者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。また、運営事業者と運営委託契約の仮契約を締結する。
- (4) 市は、特定事業契約に当たっては、平成29年12月（予定）の市議会において、建設工事請負契約締結議案を提出する予定であり、議決を経たときから、当該契約を本契約とみなす。基本契約及び運営委託契約も建設工事請負契約締結議案の議決をもって、当該契約を本契約とみなす。
- (5) 落札者が特定事業契約を締結しない場合、市は、当該グループを除いた総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行う場合がある。
- (6) 契約保証金
 - ア 建設工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負仮契約書（案）による。
 - イ 運営委託契約については、契約に定める各年度の運営委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、運営委託仮契約書（案）による。
- (7) 特定事業契約書の作成に係る事業者側の弁護士費用、印紙代その他契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。
- (8) 基本協定書（案）及び特定事業仮契約書（案）〔基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）、運営委託仮契約書（案）〕は、別紙4に示す。

2 その他

- (1) 情報提供
情報提供は、適宜、市のホームページにおいて行う。

(アドレス: <http://www.city.kagoshima.lg.jp/kankyo/seiso/nanbuseiso/seibizigyو.html>)

(2) 担当

本事業の担当は、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係とする。

鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係

〒891-0131

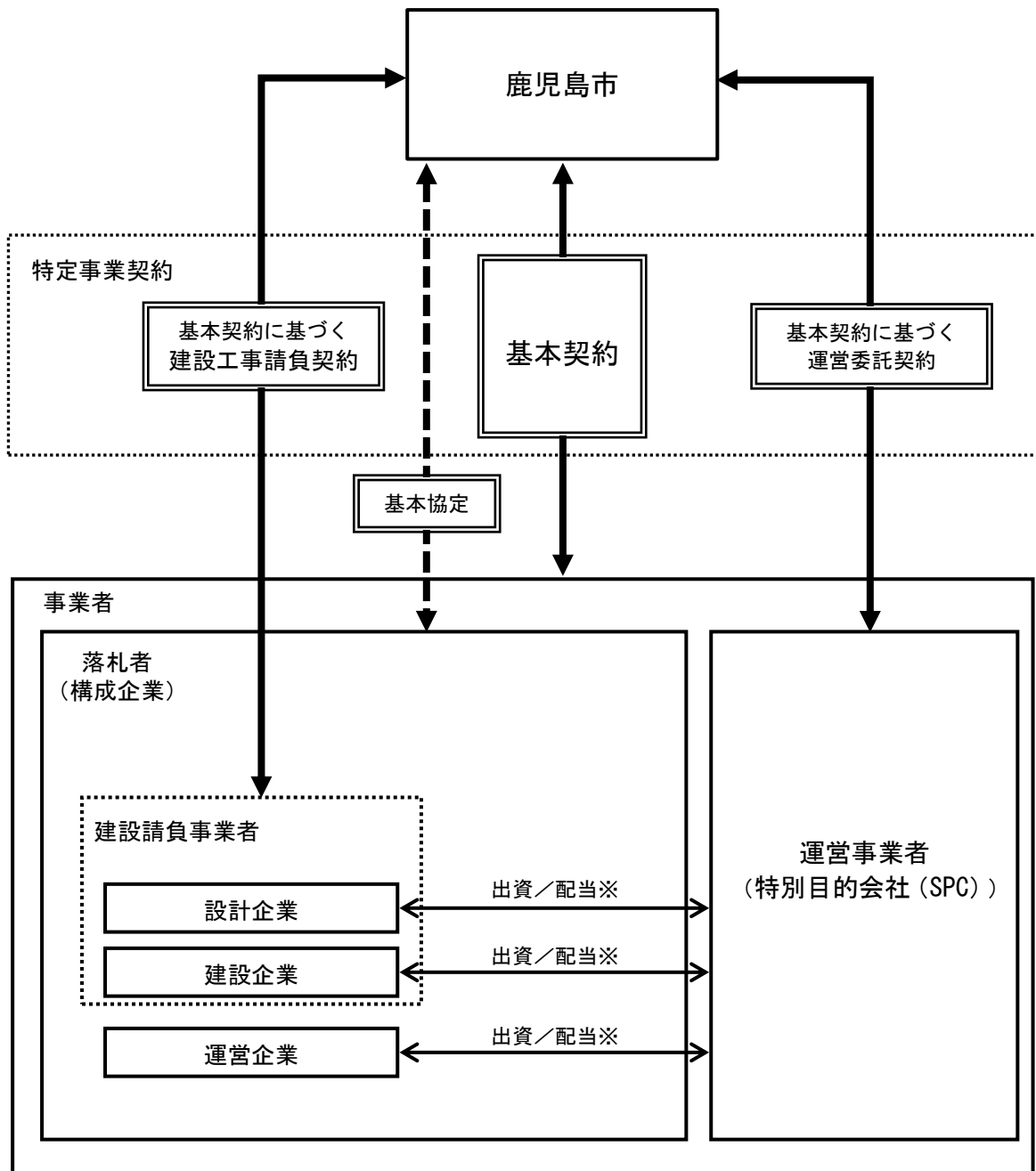
鹿児島県鹿児島市谷山港三丁目3番地3

電話 099-261-5588

FAX 099-261-1566

電子メールアドレス nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

別紙1 事業スキーム図



※ 建屋の設計企業、建屋の建設企業、及び運営企業は協力企業としての参加も認める。但し、運営企業のうち、主たる業務を担う1者は構成員とする。なお、協力企業の場合、運営事業者への出資は不要。

別紙2 施設位置図・配置図



図1 本施設の位置図

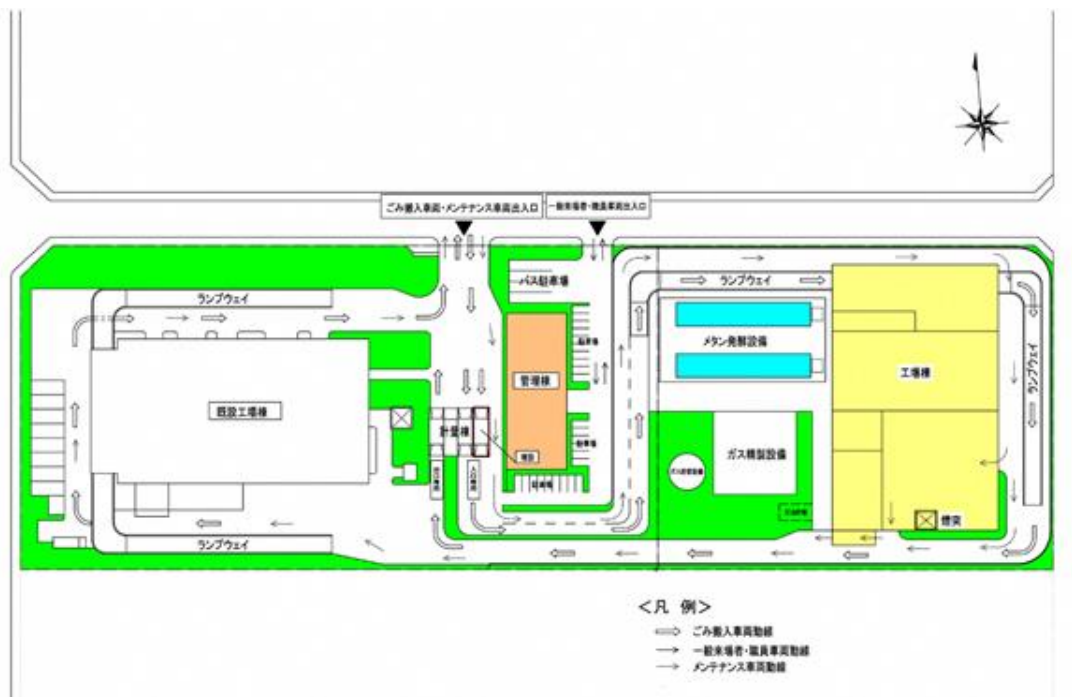


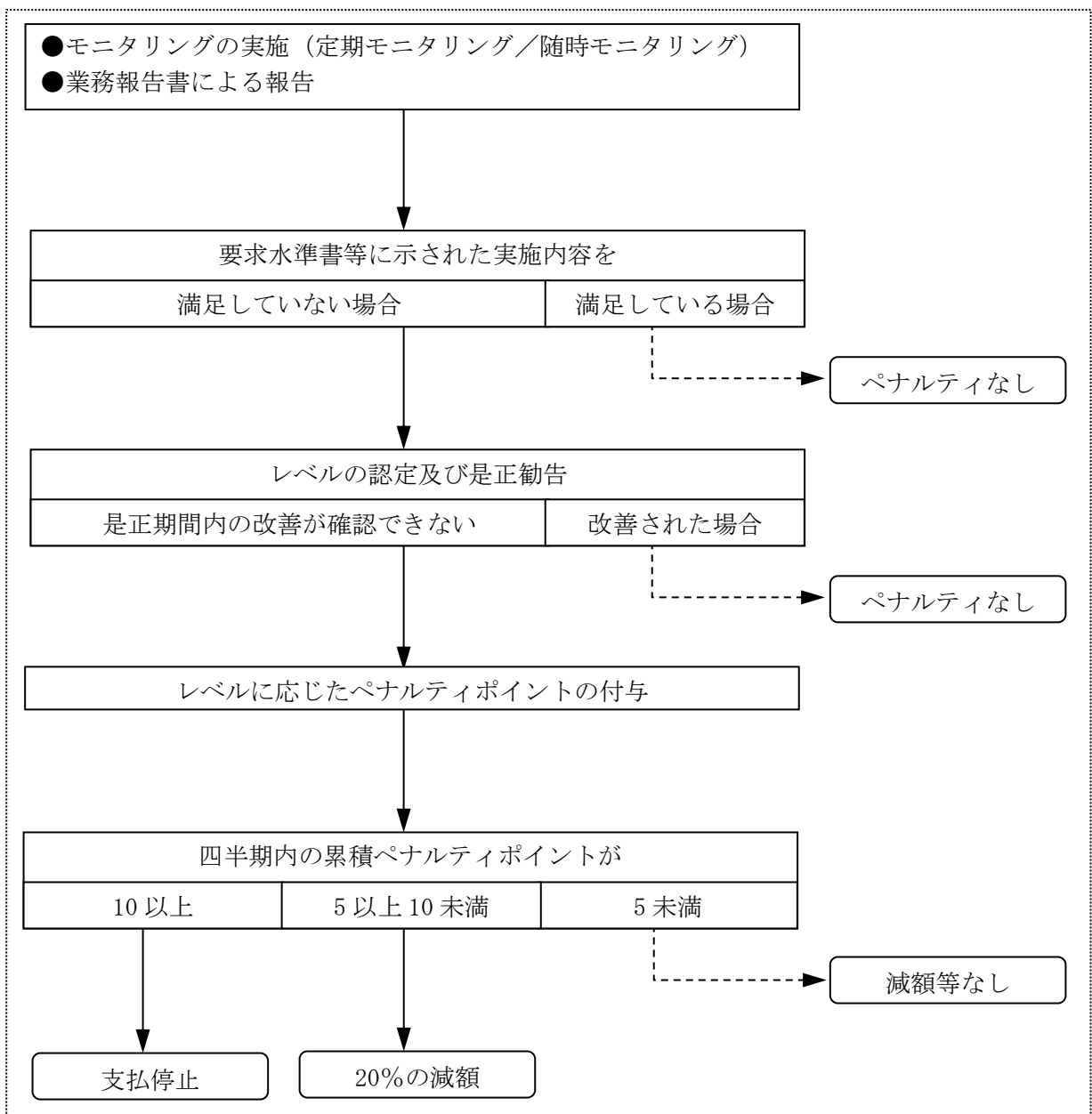
図2 施設配置図 (イメージ図)

別紙3 モニタリング実施要領等

1 モニタリングの実施要領

市は、事業期間にわたり、維持管理・運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、運営事業者の業務内容が基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務計画書等に示される維持管理・運営に関する内容を満足していないと市が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期ごと）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



2 委託料の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において市が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

運営事業者の責任により、基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務計画書等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の維持管理・運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の維持管理・運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

(3) 減額等の決定過程

ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、市は、その程度、緊急度等を勘案し、運営事業者に相当な是正期間を提示する。

イ 運営事業者は、市の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、市の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 市及び運営事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払停止

イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期ごとになされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。

3 契約の解除

累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とする。また、支払停止となった翌四半期の累積ペナルティポイントが5以上であれば、市は契約を解除することができる。